

風水害、震災、火災その他の非常災害発生時の 勤怠及び交通費の取り扱いについて

1. 要件

風水害、震災、火災その他の非常災害（以下「風水害等の非常災害」という）が発生した場合に適用するものとする。ただし、本取り扱いの適用にあたっては、庶務課から各所属長あてに、本取り扱いを適用する旨（対象者及び適用項目も含む）の通知を行うことを要するものとする。

2. 教職員の勤怠の取り扱いについて

各所属において、所属員の通勤経路等を確認のうえ、適切な範囲で下記の取り扱いにかかる承認を行うものとする（（１）～（４）については、添付書類等は不要）。

（１）「風水害等の非常災害による交通遮断」により、終日または一時的に出勤できない場合

「特別休暇（一日）（有給）」または出勤にかかる時間までを「特別休暇（時間）（有給）」として 勤怠を取り扱う。

（２）出勤後、退勤時の「風水害等の非常災害による交通の遮断」等が見込まれ、帰宅が困難になると法人が判断した場合

「特別休暇（時間）（有給）」として、取り扱う。

（３）出勤後、（２）の適用がない状況で、風水害等の非常災害に起因する事由により、早退した者

（例：（出勤後に）こどもの預け先である保育園が休園となった など）

「勤務しないことの承認（職務免除）（無給）」を付与する。ただし、年次有給休暇を取得することを妨げるものではない。

（４）「風水害等の非常災害による交通の遮断」以外の風水害等の非常災害に起因する事由により、終日または一時的に出勤できなかった者

（例：（出勤前に）こどもの預け先である保育園が休園となった など）

「勤務しないことの承認（職務免除）（無給）」を付与する。ただし、年次有給休

暇を取得することを妨げるものではない。

※（１）及び（２）については、紙面、勤怠管理システムいずれの届出においても通勤経路を必ず記入すること。なお、記入方法は別紙１のとおりとする。

※（３）及び（４）については、同日も含めて３日以内の間は、上記のとおり取り扱うことはできるものとする。

（５）教職員の現住居が滅失又は損壊した者

別紙２のとおり、取り扱う。

3. 教職員（非常勤講師を除く）の交通費の取り扱いについて

風水害等の非常災害により、通勤経路において交通の遮断がされ、庶務課に申請しているルートとは異なるルートで実際に通勤した教職員（非常勤講師を除く）について、公共交通機関の利用による交通費については、支給対象とする（ただし、振替輸送を利用された区間は除く）。

ただし、日勤・夜勤帯問わず、出勤時に交通遮断が広範囲で発生し、公共交通機関の復旧が長時間見込まれない場合に限り、タクシーおよび自家用車の利用を認める（自家用車は駐車場代のみの支給とする）。

退勤時は、原則タクシー代の支給は行わない。

※煩雑な事務手続きを避けるため、近距離旅費明細書兼請求書様式を使用し、近距離出張と同様の事務手続き（財源も同様）とする。

※タクシー・駐車場代の請求については、タクシー・駐車場料金請求書様式を使用し、領収書の添付を必須とする。

※近距離旅費明細書兼請求書様式においては、備考欄に「非常災害のため」という旨を記載する。

※庶務課に申請されているルートとは異なるルートで経路途中まで通勤した後、途中で帰宅した教職員（非常勤講師を除く）は対象外とする。

4. 非常勤講師の給与の取り扱いについて

風水害等の非常災害による休講日の非常勤講師の給与（担当コマ数分）及び通勤手当については、出勤状況に関わらず支給するものとする。

5. その他

（１）風水害等の非常災害発生日等について、事前に年次有給休暇等を予定していた場合には、本取り扱いは適用しないものとする。

(2) 風水害等の非常災害の状況により、病院長が別に定めることがある。

6. 施行日

平成 30 年 11 月 8 日